

総務委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（3）「川崎市地域防災計画 震災対策編（修正案）」 について

資料 1 川崎市地域防災計画 震災対策編（修正案）
について

資料 2 川崎市地域防災計画 震災対策編（修正案）

資料 3 川崎市地域防災計画 震災対策編（修正案）
新旧対照表

参考資料 川崎市地域防災計画 震災対策編 修正概要

令和 7 年 2 月 1 0 日
危機管理本部

川崎市地域防災計画 震災対策編（修正案）について

1 修正の目的

令和6年6月に修正された国の防災基本計画や、令和6年能登半島地震で得られた課題などを踏まえ、防災上の課題を検討し、必要な修正を行うものです。

2 主な修正項目について（別添「参考資料」参照）

- （1）災害時支援物資受援体制の整備
- （2）防災情報発信の基本的な考え方
- （3）在宅での避難の考え方の啓発等
- （4）必要な被災者支援を実施する体制の確保等
- （5）「南海トラフ地震に係る対応」の追加
- （6）地域防災計画 風水害対策編 との整合

3 パブリックコメントの実施結果について

令和6年11月20日（水）から令和6年12月20日（金）までの期間で、修正素案に対するパブリックコメントを実施しました。

- （1）意見数
3通（意見総数5件）
- （2）御意見の内容や市の考え方等
本資料4ページ以降を参照

4 修正素案からの主な変更点について

- （1）人口・世帯数等の記載について（別添 資料3 P93 参照）

「第1部 第2章 第2節 社会的条件」中、「区別面積と人口」の表について、より地域の実態に即した記載とすべきとの防災対策検討委員会からの意見を踏まえ、「区別の記載」を「区役所・支所・出張所別の記載」に修正し、川崎区については工業専用地域を除いた人口密度を付記するとともに、資料編に移行し、記載内容を適宜、更新することとしました。

- （2）空家等対策について（別添 資料2 P55 参照）

「第2部 第3章 第5節 空家等対策」について、市空家等対策計画等と整合を図り、「地域住民からの相談や空家情報に対しては、区役所や空家対策関係部署の窓口等で対応する。その後、空家の課題及び相談者の主訴に応じて、まちづくり局等、関係部署で連携して対応する」ことを追記しました。

(3) 公助の推進について(別添 資料2 P7 4参照)

「第2部 第10章 第2節 防災知識の普及と意識の高揚」について、自主防災組織の御意見を踏まえ、「市は、各局区の所管する業務を踏まえ、専門性を有する職員の育成を行う」ことを追記しました。

(4) 自主防災組織の育成・強化について(別添 資料2 P7 5参照)

「第2部 第10章 第3節 自主防災組織等の育成・強化」について、自主防災組織の御意見を踏まえ、「市は、自主防災組織からの防災活動に関する相談等に対し、必要な助言等を行う」ことを追記しました。

5 今後のスケジュール(予定)について

2月12日(水) 川崎市防災会議
公表

「川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）」に対するパブリックコメントの実施結果について

1 概 要

令和6年6月に公表された国の防災基本計画の修正等を踏まえ、「川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）」を取りまとめ、市民の皆様等から御意見を募集いたしました。

その結果につきまして、意見等の内容及び本市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	川崎市地域防災計画 震災対策編（修正素案）への御意見を募集しています
意見の募集期間	令和6年11月20日（水）から 令和6年12月20日（金）まで
意見の提出方法	電子メール（専用フォーム）、FAX、郵送、持参
意見募集の周知方法	・市ホームページ ・各区役所、支所等（市政資料コーナー） ・危機管理本部（市役所本庁舎6階） ・防災関係機関へのメール案内 ・その他（市政だより、X、ラジオ番組（かわさきFM）） ・情報プラザ（市役所本庁舎2階） ・図書館 ・各区自主防災組織連絡協議会への説明会
結果の公表方法	・市ホームページ ・各区役所、支所等（市政資料コーナー） ・危機管理本部（市役所本庁舎6階） ・情報プラザ（市役所本庁舎2階） ・図書館

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	3通（5件）
電子メール	2通（2件）
FAX	0通（0件）
郵送	0通（0件）
持参	1通（3件）

4 御意見の内容と対応

主な御意見は、指定緊急避難場所等の設備等の整備に関することや、在宅での避難者への対応などで、概ね素案の趣旨に沿った御意見や、素案や施策に対する要望・質問等でした。

なお、本計画につきましては、当初案どおりといたします。

【意見に対する市の考え方の区分説明】

- A 御意見の趣旨を踏まえ、新たに計画（修正案）に反映したもの
- B 素案の趣旨に沿った御意見であり、既に素案等に反映されているもの
- C 今後の参考とさせていただく御意見
- D 素案や施策に対する要望・質問等であり、素案や施策の内容を説明・確認するもの
- E その他

【意見の件数と対応区分】

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 指定緊急避難場所等の設備等の整備について				3		3
(2) 在宅での避難者への対応について		1				1
(3) その他			1			1
合 計		1	1	3		5

5 主な意見（要旨）の内容と市の考え方

(1) 指定緊急避難場所等の設備等の整備について（3件）

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
1	◆指定緊急避難場所等の空調や蓄電池の整備 指定緊急避難場所又は指定避難所に関して、夏場、冬場の避難を想定して体育館空調の整備に努めることや、停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう、蓄電池の整備に努めることを記載すべき。	避難所となる市立学校の体育館への空調設備の整備につきましては、昨今の気候変動による熱中症対策の必要性や災害の発生状況を踏まえますと、重要な課題であると認識しており、今後、断熱化が完了している体育館から空調の整備を進めるとともに、全校の整備方針については、限られた財源の中で、本市の実情に合わせた効率的、効果的な整備について検討してまいります。 また、蓄電池の整備につきましては、すでに電源確保対策として、避難所となる市立学校において、灯油式発電機や太陽光発電設備の設置などの取組を行っているところでございまして、今後の取組の参考とさせていただきます。	D

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
2	◆社会福祉施設等における太陽光発電設備・蓄電池の整備 社会福祉施設等において、太陽光発電設備・蓄電池の整備を図ることを記載すべき。	社会福祉施設等における災害時の電源の確保は課題であり、特に、協定に基づき二次避難所として開設する施設については必要性が高いものと認識しております。 現在、災害時個別避難計画の作成を順次進める中で、二次避難所の活用方法についても課題整理が必要となるものと考えており、電源の確保についても、併せて検討してまいります。 なお、二次避難所として開設する可能性の高い入所施設を中心に、ポータブル非常用電源の配備を進めております。	D
3	◆ライフライン事業者の活動拠点の整備 ライフラインの復旧日数にも影響を与えることから、不足が見込まれる屋内の活動拠点について拡充を検討いただきたい。 また、県立高校の活動拠点については、学校側との調整を行うなどし、ライフライン事業者が発災時に円滑に施設を利用できるようしくみを整備していただきたい。	災害時に、外部からの応援機関の活動拠点を確保することは重要なことから、地域防災計画上、ライフライン事業者については6箇所を位置付けており、必要に応じ拡充を図るとともに、発災時に不足が見込まれる場合は、他の施設を活用するなど柔軟に対応してまいります。 また、県立高校の活動拠点につきましては、施設の活用方法を検討の上、学校側と調整を図るなど必要な取組を進めてまいります。	D

(2) 在宅での避難者への対応について(1件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
4	◆化学物質過敏症の患者の自宅避難のサポートについて 化学物質過敏症の患者は避難所に行けない為、自宅避難のサポート等をしてほしい。	化学物質過敏症の方につきましては、原因となる化学物質を避けることが、最も有効な対処法と言われており、周囲の方の配慮も含め個別対応が必要なことを認識しております。 一方で、発災時には多くの方が避難所を利用する可能性があることなどから、避難所での個別対応は難しいと考えておりまして、在宅での避難につきましては、必要な知識(地震火災を抑制する感震ブレーカーや家具転倒防止金具等の設置、避難生活のための備蓄(循環型の備蓄や携帯トイレ)の重要性や避難所の役割等)の普及啓発などを進めておりますので、不明な点がございましたら市にお問い合わせいただきますようお願いいたします。	B

(3) その他 (1件)

No.	意見・質問要旨	本市の考え方	区分
5	◆電柱の危険性について 家の近くにある電柱が木製で多くの電線が繋がっているの で、震災が起きた場合、危険であるので丈夫なものにしてほ しい。	本市が管理する公道上の電柱につきましては、安全性等に 支障がある場合は区役所道路公園センターに連絡いただけれ ば事業者連絡し、道路占用許可基準に見合うように指導い たします。 また、本市が管理していない国道又は民地にある電柱の場 合につきましては、直接、国道事務所又は事業者にお問い合わせ ください。	C